

地方自治法施行令の一部を改正する政令 概要

1. 政令の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、介護支援専門員が専門員証の交付を受けずに業務を行った場合に都道府県知事が行う登録削除要件の見直しが行われたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の介護保険に関する事務に係る大都市に関する特例について、所要の規定の整理を行うもの。

2. 施行期日

公布の日